

# 公定価格の骨格について ( 詳細版 )

平成26年5月

※ 本資料中、「前回資料」とあるのは、平成26年4月23日開催の子ども・子育て会議基準検討部会(第19回)資料の参考資料3「公定価格・利用者負担の主な論点について」のこと。

# 目 次

・ 幼稚園（教育標準時間認定（1号））	1
・ 保育所（保育認定（2号・3号））	7
・ 認定こども園（教育標準時間認定（1号））	13
・ 認定こども園（保育認定（2号・3号））	19
・ 家庭的保育事業（保育認定（3号））	25
・ 小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））	30
・ 小規模保育事業C型（保育認定（3号））	36
・ 事業所内保育事業（保育認定（3号））	41
・ 居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））	47

幼稚園  
(教育標準時間認定(1号))

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）									
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 (※) ⑤ (注1)	処遇改善等加算 ⑥ (注1)	副園長・ 教頭設置 加算 ⑦ 処遇改善 等加算	3歳児配 置改善加 算 ⑧ 処遇改善等加算	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 無し) ⑨ 処遇改善等 加算	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 有り) ⑨' 処遇改善等 加算					
〇/100 地域	〇人から 〇人まで	1号	4歳以上児	〇円 ( 〇円)	+ 〇円 ( 〇円) × 加算率	〇円 +	〇円 × 加算率	+ (注1) 〇円 ( 〇円 × 加算率)	+ 〇円 +	〇円 × 加算率	+ 〇円 +	〇円 × 加算率	+ 〇円 +	〇円 × 加算率
			3歳児	〇円	+ 〇円 × 加算率									
	〇人から 〇人まで		4歳以上児	〇円 ( 〇円)	+ 〇円 ( 〇円) × 加算率	〇円 +	〇円 × 加算率	+ (注1) 〇円 ( 〇円 × 加算率)	+ 〇円 +	〇円 × 加算率	+ 〇円 +	〇円 × 加算率	+ 〇円 +	〇円 × 加算率
			3歳児	〇円	+ 〇円 × 加算率									

加算部分1（続き）					調整部分	
チーム 保育加配加 算 (注2) ⑩ 処遇改善等 加算	通園送迎 加算 ⑪ 処遇改善等 加算	給食実施加算 ⑫ 処遇改善等加算	外部監査費加算 ⑬	年齢別配置基準を下回る 場合 ⑭	定員を恒常的に超 過する場合 ⑮	
+ 〇円 +	+ 〇円 +	+ 〇円 × 適当 たり 実施日数 +	+ 〇円 × 3月分の単価に 加算	- ( 〇円 + 〇円 × 加算率 ) × 人数	(5~14) × 〇/100	
+ 〇円 × 加算率	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円 × 適当 たり 実施日数 × 加算率	+ 〇円 × 3月分の単価に 加算	- ( 〇円 + 〇円 × 加算率 ) × 人数	(5~14) × 〇/100	



加算部分2	主幹教諭等専任加算 ⑯	基本額 ( 〇円 +	処遇改善等加算 〇円 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算	
	子育て支援活動費加算 ⑰	基本額 ( 〇円 +	処遇改善等加算 〇円 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算	
	療育支援加算 ⑱	A	基本額 ( 〇円 +	処遇改善等加算 〇円 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B	基本額 ( 〇円 +	処遇改善等加算 〇円 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	
	冷暖房費加算 ⑲	1級地 〇円 4級地 〇円 2級地 〇円 その他地域 〇円 3級地 〇円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域		
	学校関係者評価加算 ⑳	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	除雪費加算 ㉑	〇円		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	降灰除去費加算 ㉒	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	施設機能強化推進費加算 ㉓	〇円（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	小学校接続加算 ㉔	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
栄養管理加算 ㉕	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算 ㉖	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額 (利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)

(※) 質の改善事項における事務負担への対応(非常勤2日分)を含む。

## (各項目の説明：幼稚園（教育標準時間認定（1号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒前回資料P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・施設の利用定員に応じて17区分設定（⇒前回資料P36参照）

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（教育標準時間認定：1号）（⇒前回資料P16参照）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて2区分（4歳以上児、3歳児）（⇒前回資料P16参照）

⑤基本分単価<sup>(注)</sup>・・・①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP6参照）

※ 質の改善事項における事務負担への対応（非常勤2日分）を含む

⑥処遇改善等加算<sup>(注)</sup>・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算（⇒前回資料P51参照）

⑦副園長・教頭設置加算<sup>(\*1)</sup>・・・副園長・教頭を配置する場合に必要な人件費（教諭との差額）を加算（⇒前回資料P45参照）

⑧3歳児配置改善加算<sup>(注)(\*1)</sup>・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算（⇒前回資料P44参照）

⑨・⑨' 満3歳児対応教諭配置加算<sup>(\*1)</sup>・・・満3歳児を担当する教諭等を配置する（6：1）場合に必要な人件費等を加算（⇒前回資料P44参照）

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

※ 当該加算単価は、満3歳児にのみ反映（加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額）

※ 上記⑧「3歳児配置改善加算」を適用する場合は、⑨ではなく⑨'を適用する。

⑩チーム保育加配加算<sup>(\*1)</sup>・・・チーム保育を担当する教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算（⇒前回資料P45参照）

※ チーム保育を行う教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算）

⑪通園送迎加算<sup>(\*1)</sup>・・・通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等（業務委託費を含む）を加算（⇒前回資料P114参照）

※ 定員規模に応じた加算額を設定

⑫給食実施加算<sup>(※1)</sup> . . . 給食を実施する施設に、調理員の人件費等（業務委託費を含む）を加算（⇒前回資料P 59 参照）

※ 定員規模及び週当たりの給食実施日数に応じた加算額を設定

⑬外部監査費加算 . . . 公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 69 参照)

※ 定員規模に応じた加算額を設定

⑭年齢別配置基準を下回る場合 . . . 年齢別の教員配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る状態にある場合に費用を  
定額で調整 (⇒前回資料P 76 参照)

⑮定員を恒常的に超過する場合 . . . 連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が  
120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup> (⇒前回資料P 76 参照)

※ 入所子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑯主幹教諭等専任加算<sup>(※1)</sup> . . . 事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて主幹教諭等を保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させる  
ことができるよう、代替教員を加算 (⇒前回資料P 45、81 参照)

⑰子育て支援活動費加算<sup>(※1)</sup> . . . 事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて専任化した主幹教諭等が保護者からの育児相談、地域の子育て支援活  
動に取り組む場合に、当該活動に要する経費を加算  
(⇒前回資料P 81 参照)

⑱療育支援加算<sup>(※1)</sup> . . . 障害児を受け入れている施設について、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場  
合に、主幹教諭を補助する者に要する経費を加算 (⇒前回資料P 61 参照)

⑲冷暖房費加算 . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算  
(⇒前回資料P 74 参照)

※ 地域の区分（5区分）

1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域  
そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域

⑳学校関係者評価加算 . . . 学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 68 参照)

㉑除雪費加算 . . . 豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算  
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域 (⇒前回資料P 74 参照)

㉒降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算  
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域 (⇒前回資料P 74 参照)

- ⑳施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 7 3 参照)
- ㉑小学校接続加算 . . . 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 6 5 参照)
- ㉒栄養管理加算 . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 4 5 参照)
- ㉓第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 6 8 参照)

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (㉑の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(※1) それぞれの費用について、㉑の加算率を基に加算 (加算率は全て同率)

(※2) 一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算 (具体的な加算要件は今後整理)

## (基本分単価の内訳：幼稚園（教育標準時間認定（1号））

区 分	内 容
事務費	(1) 常勤職員給与 ① 本俸、教職調整額 ② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③ 社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等） (2) 非常勤職員雇上費 ① 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 ② 非常勤職員雇上費（講師、事務職員） ③ 年休代替要員費
	< 職員の数に比例して積算しているもの > 旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 < 子どもの数に比例して積算しているもの > 保健衛生費、減価償却費 < 1施設当たりの費用として積算しているもの > 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	< 生活諸費 > 一般生活費（教材費、光熱水費）

(注) 職員数の考え方

- ・ 園 長 1 人
- ・ 教 諭

(配置基準)

3 歳 児 20 : 1 \* 質の改善事項における配置基準の改善 (1.5 : 1) については、実施している場合の加算として実施  
 4 歳以上児 30 : 1

- ・ 教員のうち 1 人は主幹教諭として費用を算定
- ・ 全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭（学級編制調整教諭）を 1 人加配（利用定員 36 人以上 300 人以下の施設）。
- ・ また、非常勤講師を 1 人加配（利用定員 35 人以下及び 121 人以上）

- ・ 事務職員 1 人 \* このほか、非常勤事務職員を 1 人加配（利用定員 91 人以上）  
 \* 質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤 2 日分を基本分として追加



保 育 所  
(保育認定(2号・3号))

【保育所（保育認定（2号・3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）								
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		処遇改善等加算		所長設置加算 ⑧	処遇改善等加算 ⑨			
				保育標準時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育短時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育標準時間認定 ⑦ (注)	保育短時間認定 ⑦ (注)					
〇/100 地域	〇人から 〇人まで	2号	4歳以上児	〇円 ( 〇円)	〇円 ( 〇円)	+	〇円( 〇円) × 加算率	〇円( 〇円) × 加算率	+	〇円 + 〇円 × 加算率		
			3歳児	〇円 ( 〇円)	〇円 ( 〇円)	+	〇円( 〇円) × 加算率	〇円( 〇円) × 加算率			+	〇円 〇円 × 加算率
			1、2歳児	〇円 ( 〇円)	〇円 ( 〇円)	+	〇円( 〇円) × 加算率	〇円( 〇円) × 加算率				
	〇人から 〇人まで	3号	乳児	〇円	〇円	+	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	+	〇円 + 〇円 × 加算率		
			4歳以上児	〇円 ( 〇円)	〇円 ( 〇円)	+	〇円( 〇円) × 加算率	〇円( 〇円) × 加算率			+	〇円 〇円 × 加算率
			3歳児	〇円 ( 〇円)	〇円 ( 〇円)	+	〇円( 〇円) × 加算率	〇円( 〇円) × 加算率				
			1、2歳児	〇円 ( 〇円)	〇円 ( 〇円)	+	〇円( 〇円) × 加算率	〇円( 〇円) × 加算率				
			乳児	〇円	〇円	+	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率				

加算部分1（続き）				調整部分				
休日保育加算 ⑩	処遇改善等加算	夜間保育加算 ⑪ (注)	処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑫	賃借料加算 ⑬	分園の場合 ⑭	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑮	定員を恒常的に超過する場合 ⑯
休日保育の年間延べ利用子ども数 〇人～〇人 〇円 〇人～〇人 〇円 ⋮	休日保育の年間延べ利用子ども数 〇人～〇人 〇円 × 加算率 〇人～〇人 〇円 × 加算率 ⋮	各月初日の利用子ども数	〇円 ( 〇円) + 〇円 × 加算率 〇円 ( 〇円) + 〇円 × 加算率 〇円 + 〇円 × 加算率	〇地域 〇円 〇地域 〇円 ⋮ 〇地域 〇円 〇地域 〇円 ⋮	〇地域 〇円 〇地域 〇円 ⋮ 〇地域 〇円 〇地域 〇円 ⋮	( 〇円 + 〇円 ) × 〇 / 100	( ⑥ + ⑦ + ⑨ + ⑩ ) × 〇 / 100	( ⑥ ~ ⑮ ) × 〇 / 100

加算部分2	主任保育士専任加算 ⑰	基本額 ( 〇円 + ) 処遇改善等加算 ( 〇円 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
	療育支援加算 ⑱	A 基本額 ( 〇円 + ) 処遇改善等加算 ( 〇円 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童重入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B 基本額 ( 〇円 + ) 処遇改善等加算 ( 〇円 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	
	事務職員雇上費加算 ⑲	基本額 ( 〇円 + ) 処遇改善等加算 ( 〇円 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
	冷暖房費加算 ⑳	1級地 〇円 4級地 〇円 2級地 〇円 その他地域 〇円 3級地 〇円	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算 ㉑	〇円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 ㉒	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	入所児童処遇特別加算 ㉓	400時間以上 800時間未満 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数 800時間以上 1200時間未満 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数 1200時間以上 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算 ㉔	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	小学校接続加算 ㉕	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算 ㉖	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算	
第三者評価受審加算 ㉗	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算	

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

## (各項目の説明：保育所（保育認定（2号・3号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒前回資料P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・施設の利用定員に応じて17区分設定（⇒前回資料P36参照）

20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
-----	--------	-----------	----------	-------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）（⇒前回資料P16参照）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて4区分（4歳以上児、3歳児、1、2歳児、乳児）（⇒前回資料P16参照）

⑤保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒前回資料P18参照）

⑥基本分単価<sup>(注)</sup>・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP12参照）

⑦処遇改善等加算<sup>(注)</sup>・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算  
（⇒前回資料P51参照）

⑧所長設置加算<sup>(\*1)</sup>・・・専従の所長を配置する場合に必要な人件費等を加算（⇒前回資料P43参照）

⑨3歳児配置改善加算<sup>(注)(\*1)</sup>・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算  
（⇒前回資料P43参照）

⑩休日保育加算<sup>(\*1)</sup>・・・休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模<sup>(※)</sup>に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算（⇒前回資料P73参照）

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑪夜間保育加算<sup>(注)(\*1)</sup>・・・夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算  
（⇒前回資料P73参照）

⑫減価償却費加算・・・施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算 (⇒前回資料P 6 7 参照)

※ 加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部)) \* 都市部: 4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑬賃借料加算・・・賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算 (⇒前回資料P 6 7 参照)

※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部)) \* 都市部: 4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑭分園の場合・・・分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整  
\* 分園を設置する施設における⑥、⑦及び⑧の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。  
(その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)

⑮常態的に土曜日に閉所する場合・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑯定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup> (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑰主任保育士専任加算<sup>(\*1)</sup>・・・事業の取組状況<sup>(\*2)</sup>に応じて主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替保育士及び子育て支援のための活動費を加算 (⇒前回資料P 4 3、8 1 参照)

⑱療育支援加算<sup>(\*1)</sup>・・・障害児を受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算 (⇒前回資料P 6 1 参照)

※ A 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、B それ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

⑲事務職員雇上費加算<sup>(※1)</sup> ・ ・ ・ 事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて事務職員を配置するための経費を加算 (⇒前回資料P 8 7 参照)

⑳冷暖房費加算 ・ ・ ・ 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算  
(⇒前回資料P 7 4 参照)

※ 地域の区分 (5 区分)

1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律 (昭和 2 4 年法律第 2 0 0 号) 第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域  
そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域

㉑除雪費加算 ・ ・ ・ 豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を 3 月分の単価に加算  
※豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定に基づく地域 (⇒前回資料P 7 4 参照)

㉒降灰除去費加算 ・ ・ ・ 降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を 3 月分の単価に加算  
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域 (⇒前回資料P 7 4 参照)

㉓入所児童処遇特別加算 ・ ・ ・ 高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況<sup>(※ 2)</sup>に応じて高齢者等を配置するための経費を 3 月分の単価に加算 (⇒前回資料P 7 3 参照)

㉔施設機能強化推進費加算 ・ ・ ・ 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(※ 2)</sup>に応じて必要な経費を 3 月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 7 3 参照)

㉕小学校接続加算 ・ ・ ・ 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を 3 月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 6 5 参照)

㉖栄養管理加算 ・ ・ ・ 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を 3 月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 4 3 参照)

㉗第三者評価受審加算 ・ ・ ・ 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を 3 月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 6 8 参照)

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(※ 1) それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算 (加算率は全て同率)

(※ 2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が 3 人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算 (具体的な加算要件は今後整理)

## (基本分単価の内訳：保育所（保育認定（2号・3号））)

区 分	内 容
事務費	(1) 常勤職員給与 ① 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③ 社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2) 非常勤職員雇上費 ① 嘱託医、嘱託歯科医手当 ② 非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③ 年休代替要員費 ④ <b>研修代替要員費</b>
	< 職員の数に比例して積算しているもの > 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 < 子どもの数に比例して積算しているもの > 保健衛生費 < 1施設当たりの費用として積算しているもの > 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	< 生活諸費 > 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・ 保 育 士

(配置基準)

乳 児 3 : 1

1、2歳児 6 : 1

3 歳 児 20 : 1

4 歳以上児 30 : 1

\* 質の改善事項における配置基準の改善(1.5:1)については、実施している場合の加算として実施

・ 保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定

・ 上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）

・ また、**保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配**

・ 調 理 員 2人（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤））

・ 事 務 職 員 1人（非常勤）

認定こども園  
(教育標準時間認定(1号))

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）														
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本単価 (※1) ⑤	処遇改善等加算 ⑥		副園長・ 教頭設置 加算 ⑦		学級編制 調整加配 加算 ⑧		3歳児配置 改善加算 ⑨		満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 無し) ⑩		満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 有り) ⑩				
〇/100 地域	〇人 から 〇人 まで	1号	4歳以上児	〇円 ( 〇円)	+ 〇円 ( 〇円) × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ (注2) (〇円)	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率		
			3歳児	〇円	+ 〇円 × 加算率					+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率		
			4歳以上児	〇円 ( 〇円)	+ 〇円 ( 〇円) × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ (注2) (〇円)	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率
			3歳児	〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率

加算部分1（続き）						調整部分				
チーム 保育加配加算 (注3) ⑪	処遇改善等 加算	通園送迎 加算 ⑫	処遇改善等 加算	給食実施加算 ⑬	処遇改善等加算	外部監査費加算 ⑭	主幹教諭等の専任化 により子育て支援の 取組みを実施してい ない場合 ⑮	年齢別配置基準を下回る 場合 ⑯	配置基準上求められる職 員資格を有しない場合 ⑰	定員を恒常 的に超過す る場合 ⑱
+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円 × 適当 たり 実施日数	+ 〇円 × 適当 たり 実施日数 × 加算率	+ 認定こども園全体 の利用定員 〇人~〇人 ※3月分の単価に 加算	- 〇円 + 〇円 × 加算率	- (〇円 + 〇円 × 加算率) × 人数	- (〇円 + 〇円 × 加算率) × 人数	- (5~17) × 〇/100
+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円	+ 〇円 × 加算率	+ 〇円 × 適当 たり 実施日数	+ 〇円 × 適当 たり 実施日数 × 加算率		- 〇円 + 〇円 × 加算率	- (〇円 + 〇円 × 加算率) × 人数	- (〇円 + 〇円 × 加算率) × 人数	- (5~17) × 〇/100

療育支援加算(※2)	19	A (基本額 〇円 + 処遇改善等加算 〇円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B (基本額 〇円 + 処遇改善等加算 〇円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数		
事務職員雇上費加算	20	(基本額 〇円 + 処遇改善等加算 〇円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	21	1級地 〇円 4級地 〇円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地 〇円 その他地域 〇円		
	3級地 〇円		
学校関係者評価加算(※2)	22	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	23	〇円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算(※2)	24	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算(※2)	25	〇円（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算(※2)	26	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算(※2)	27	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (4)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整  
(注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)  
(※1) 質の改善事項における事務負担への対応(非常勤2日分)、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む。  
(※2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(⑮外部監査費加算については、認定こども園全体(1号～3号)の利用定員の規模に応じた費用)は1号と2・3号で等分して計上



## (各項目の説明：認定こども園（教育標準時間認定（1号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒前回資料P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・施設の利用定員に応じて17区分設定（⇒前回資料P36参照）

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（教育標準時間認定：1号）（⇒前回資料P16参照）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて2区分（4歳以上児、3歳児）（⇒前回資料P16参照）

⑤**基本分単価**<sup>(注)</sup>・・・①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP18参照）

※ 質の改善事項における**事務負担への対応（非常勤2日分）、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む。**

⑥**処遇改善等加算**<sup>(注)</sup>・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算（⇒前回資料P51参照）

⑦**副園長・教頭設置加算**<sup>(\*1)</sup>・・・副園長又は教頭を配置する場合に必要な人件費（保育教諭との差額）を加算（⇒前回資料P45、36参照）

⑧**学級編制加配加算**<sup>(\*1)</sup>・・・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人（常勤）加配するための費用を加算（利用定員36人以上300人以下の施設を対象）（⇒前回資料P45、36参照）

⑨**3歳児配置改善加算**<sup>(注)(\*1)</sup>・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算（⇒前回資料P44参照）

⑩・⑩' **満3歳児対応教諭配置加算**<sup>(\*1)</sup>・・・満3歳児を担当する保育教諭等を配置する（6：1）場合に必要の人件費等を加算（⇒前回資料P44参照）

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児（1号子ども）をいう。

※ 当該加算単価は、満3歳児（1号子ども）にのみ反映（加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額）

※ 上記⑨「3歳児配置改善加算」を適用する場合は、⑩でなく⑩'を適用する。

⑪**チーム保育加配加算**<sup>(\*1)</sup> . . . 認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の利用定員の規模等に応じてチーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算

（⇒前回資料P 4 5 参照）

※ チーム保育を行う保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算）

⑫**通園送迎加算**<sup>(\*1)</sup> . . . 通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等（業務委託費を含む）を加算

（⇒前回資料P 1 1 4 参照）

※ 定員規模に応じた加算額を設定

⑬**給食実施加算**<sup>(\*1)</sup> . . . 給食を実施する施設に、調理員の人件費等（業務委託費を含む）を加算 （⇒前回資料P 5 9、3 6 参照）

※ 定員規模及び週当たりの給食実施日数に応じた加算額を設定

⑭**外部監査費加算** . . . 公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算

（⇒前回資料P 6 9、3 6 参照）

※ 認定こども園全体（1号～3号）の定員規模に応じた加算額（1号と2・3号で費用を等分）を設定

⑮**主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合**

. . . 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定額で調整 （⇒前回資料P 7 6 参照）

⑯**年齢別配置基準を下回る場合** . . . 年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定額で調整

（⇒前回資料P 7 6 参照）

⑰**配置基準上求められる職員資格を有しない場合** . . . 公定価格（基本分）における配置基準上の職員（学級担任、保育従事者）について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整

（⇒前回資料P 7 6 参照）

⑱**定員を恒常的に超過する場合** . . . 連続する過去2年度間常に認定こども園全体の利用定員を超過しており、かつ、各年度の

年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup>（⇒前回資料P 7 6 参照）

※ 入所子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑲**療育支援加算**<sup>(\*1)</sup> . . . 障害児を受け入れている施設について、主幹（主任）を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹（主任）を補助する者に要する経費（1号と2・3号で費用を等分）を加算

（⇒前回資料P 6 1、3 6 参照）

※ A 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、B それ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

⑳**事務職員雇上費加算**<sup>(\*1)</sup> . . . 認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に事務職員（非常勤）を加配するための経費を加算 （⇒前回資料P 8 7 参照）

⑳冷暖房費加算・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算  
(⇒前回資料P 74 参照)

※ 地域の区分(5区分)

1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24 年法律第200号)第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域  
その他地域：1 級地から4 級地以外の地域

㉑学校関係者評価加算・・・学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算(⇒前回資料P 68、36 参照)

㉒除雪費加算・・・豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算  
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域(⇒前回資料P 74 参照)

㉓降灰除去費加算・・・降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算(⇒前回資料P 74、36 参照)  
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

㉔施設機能強化推進費加算・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算(⇒前回資料P 73、36 参照)

㉕小学校接続加算・・・小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算(⇒前回資料P 65、36 参照)

㉖第三者評価受審加算・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算(⇒前回資料P 68、36 参照)

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(\*1)それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(\*2)一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

## (基本分単価の内訳：認定こども園（教育標準時間認定（1号））)

区分	内容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、教職調整額 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等） (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当（※） ②非常勤職員雇上費（講師、事務職員） ③年休代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、減価償却費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費（※）、苦情解決対策費（※）、 <b>子育て支援活動費（※）</b>
事業費	<生活諸費> 一般生活費（教材費、光熱水費）

(注) 職員数の考え方

・園長（※） 1人

・保育教諭  
(配置基準)

3歳児 20:1

\*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施

4歳以上児 30:1

・保育教諭のうち1人は主幹（主任）として費用を算定し、主幹（主任）を専任化させるための代替要員を1人加配

・また、非常勤講師を1人加配（利用定員35人以下及び121人以上）

・事務職員 1人（※） \*このほか、非常勤事務職員を1人加配（認定こども園全体（1号～3号）の利用定員91人以上）

\*質の改善事項における事務負担への対応については、**非常勤2日分**を基本分として追加（※）

※ 1号と2・3号で費用を等分して計上

認定こども園  
(保育認定(2号・3号))

# 【認定子ども園（保育認定（2号・3号））】

赤字：質改善事項

基本部分		加算部分1（続く）					
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	保育必要量区分 ⑤		3歳児配置改善加算 ⑧	休日保育加算 ⑨	
			保育標準時間認定 基本分単価 (注1) ⑥	保育短時間認定 基本分単価 (注1) ⑥			保育標準時間認定 ⑦
○/100地域	○人から ○人まで	2号	4歳以上児	○円 (○円)	○円 (○円)	+ (注)(○円) (○円×加算率) ○円 ○円×加算率	+ 休日保育の年間延べ利用子ども数 ○人~○人 ○人 ○人~○人 ○円 ○円 ○円 ○円 ○円 ○円
			3歳児	○円 (○円)	○円 (○円)		
		3号	1,2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)		
	乳児		○円	○円			
	4歳以上児		○円 (○円)	○円 (○円)			
	○人から ○人まで	2号	4歳以上児	○円 (○円)	○円 (○円)		
3歳児			○円 (○円)	○円 (○円)			
3号		1,2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)			
	乳児	○円	○円				
	4歳以上児	○円 (○円)	○円 (○円)				

加算部分1（続き）				調整部分							
夜間保育加算 (注) ⑩	処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑪	賃借料加算 ⑫	外部監査費加算 (※2) ⑬	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 ⑭	分園の場合 ⑮	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑯	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 ⑰	年齢別配置基準を下回る場合 ⑱	配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ⑲	定員を恒常的に超過する場合 ⑳
+ ○円 (○円)	+ ○円 × 加算率	+ ○円 × 加算率	+ ○円 × 加算率	+ ○円 × 加算率	+ ○円 × 加算率	- (6+7) × ○/100	- (6+7) + (8+10) × ○/100	- ○円 + ○円 × 加算率	- (○円 + ○円 × 加算率) × 人数	- (○円 + ○円 × 加算率) × 人数	- (6~19) × ○/100
+ ○円	+ ○円 × 加算率	+ ○円 × 加算率	+ ○円 × 加算率	+ ○円 × 加算率	+ ○円 × 加算率	- (6+7) × ○/100	- (6+7) + (8+10) × ○/100	- ○円 + ○円 × 加算率	- (○円 + ○円 × 加算率) × 人数	- (○円 + ○円 × 加算率) × 人数	- (6~19) × ○/100

加算部分2	項目	計算式	注
療育支援加算(注2)	⑳	A (基本額 + 処遇改善等加算) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B (基本額 + 処遇改善等加算) ÷ 各月初日の利用子ども数		
冷暖房費加算	㉑	1級地 ○円 4級地 ○円	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地 ○円 その他地域 ○円		
	3級地 ○円		
学校関係者評価加算(注2)	㉒	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	㉓	○円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算(注2)	㉔	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	㉕	400時間以上 800時間未満 ○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
	800時間以上 1200時間未満 ○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		
	1200時間以上 ○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		
施設機能強化推進費加算(注2)	㉖	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算(注2)	㉗	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉘	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算(注2)	㉙	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)  
 (注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(㉓外部監査加算については、認定子ども園全体(1号~3号)の利用定員の規模に応じた費用)を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整)

## (各項目の説明：認定こども園（保育認定（2号・3号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒前回資料P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・施設の利用定員に応じて18区分設定（⇒前回資料P36参照）

～10人	11～20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
------	--------	--------	-----------	----------	-------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）（⇒前回資料P16参照）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて4区分（4歳以上児、3歳児、1、2歳児、乳児）（⇒前回資料P16参照）

⑤保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒前回資料P18参照）

⑥基本分単価<sup>(注)</sup>・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP24参照）

⑦処遇改善等加算<sup>(注)</sup>・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算（⇒前回資料P51参照）

⑧3歳児配置改善加算<sup>(注)(\*1)</sup>・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算（⇒前回資料P43参照）

⑨休日保育加算<sup>(\*1)</sup>・・・休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模<sup>(※)</sup>に応じて保育教諭等の職員を休日に確保するための経費等を加算（⇒前回資料P73参照）

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑩夜間保育加算<sup>(注)(\*1)</sup>・・・夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育教諭等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算（⇒前回資料P73参照）

⑪減価償却費加算・・・施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算（⇒前回資料P67参照）

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））\*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑫賃借料加算 . . . 賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算  
(⇒前回資料P 6 7 参照)

※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部)) \* 都市部: 4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑬外部監査加算<sup>(注2)</sup> . . . 公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 6 9、3 6 参照)

※ 認定こども園全体(1号~3号)の定員規模に応じた加算額(1号と2・3号で費用を等分)を設定

⑭1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 . . . 1号認定子どもの利用定員を設定しない施設の場合に費用を調整  
(⇒前回資料P 3 6 参照)

※ ⑥の基本分単価において、1号と2・3号にまたがる費用について、1号と2・3号の基本分単価にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整(またがる費用について「2」を乗じて算定した場合の差額を加算)及び事務職員に係る費用を調整(事務職員に係る経費を削減)

⑮分園の場合 . . . 分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整

\* 分園を設置する施設における⑥及び⑦の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。  
(その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)

⑯常態的に土曜日に閉所する場合 . . . 常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整  
(⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑰主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 . . . 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定額で調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)

⑱年齢別配置基準を下回る場合 . . . 年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定額で調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)

⑲配置基準上求められる職員資格を有しない場合 . . . 公定価格(基本分)における配置基準上の職員(学級担任、保育従事者)について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整  
(⇒前回資料P 7 6 参照)

⑳定員を恒常的に超過する場合 . . . 連続する過去2年度間常に認定こども園全体の利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在園率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup> (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整



- ⑳療育支援加算<sup>(注2)(\*1)</sup> ・ ・ ・ 障害児を受け入れている施設について、主幹（主任）を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹（主任）を補助する者に要する経費（1号と2・3号で費用を等分）を加算  
（⇒前回資料P 61、36参照）
- ※ A 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、B それ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算
- ㉑冷暖房費加算 ・ ・ ・ 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算  
（⇒前回資料P 74参照）
- ※ 地域の区分（5区分）  
1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
その他地域：1 級地から4 級地以外の地域
- ㉒学校関係者評価加算<sup>(注2)</sup> ・ ・ ・ 学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算（⇒前回資料P 68、36参照）
- ㉓除雪費加算 ・ ・ ・ 豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算  
（⇒前回資料P 74参照）  
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域
- ㉔降灰除去費加算<sup>(注2)</sup> ・ ・ ・ 降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算（⇒前回資料P 74、36参照）  
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域
- ㉕入所児童処遇特別加算 ・ ・ ・ 高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況<sup>(\*2)</sup>に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算（⇒前回資料P 73参照）
- ㉖施設機能強化推進費加算<sup>(注2)</sup> ・ ・ ・ 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(\*2)</sup>に応じて必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算（⇒前回資料P 73、36参照）
- ㉗小学校接続加算<sup>(注2)</sup> ・ ・ ・ 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算（⇒前回資料P 65、36参照）
- ㉘栄養管理加算 ・ ・ ・ 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算  
（⇒前回資料P 43、36参照）
- ㉙第三者評価受審加算 ・ ・ ・ 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算  
（⇒前回資料P 68、36参照）

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（注2）1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定（費用を1号と2・3号の公定価格にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整）

（\*1）それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

（\*2）延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算（具体的な加算要件は今後整理）

## (基本分単価の内訳：認定こども園（保育認定（2号・3号））)

区分	内容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当（※） ②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④ <b>研修代替要員費</b>
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費（※）、苦情解決対策費（※）、 <b>子育て支援活動費</b> （※）
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・園長（※） 1人

・保育教諭  
(配置基準)

乳児 3:1

1、2歳児 6:1

3歳児 20:1

4歳以上児 30:1

\*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施

・保育教諭のうち1人は主幹（主任）として費用を算定し、主幹（主任）を専任化させるための代替要員を1人加配

・上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）

・また、**保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配**

・調理員 2人（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤））

・事務職員 1人（※） \*質の改善事項における事務負担への対応については、**非常勤2日分**を基本分として追加（※）

（1号認定子どもの利用定員を設定しない場合：1人（非常勤）\*）

\*現行の保育所の事務職員（非常勤5日分(3日+2日(加算))）に加え、直接契約に伴う事務負担に対応するための**非常勤2日分**を追加

※ 1号と2・3号で費用を等分して計上

# 家庭的保育事業 (保育認定(3号))

# 【家庭的保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）							
地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算 ⑤	資格保有者加算 ⑥	処遇改善等加算	家庭的保育補助者加算 ⑦	処遇改善等加算	家庭的保育支援加算 ⑧		
○/100 地域	3号	保育標準時間認定	○円 +	○円 × 加算率 +	○円 +	○円 +	利用子どもが4人以上の場合 ○円	+	利用子どもが4人以上の場合 ○円 × 加算率	+	○円
		保育短時間認定					3人以下の場合 ○円	+	3人以下の場合 ○円 × 加算率	+	○円



加算部分1（続き）				調整部分		
障害児保育加算 ⑨	減価償却費加算 ⑩	賃借料加算 ⑪	連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に行わない場合 ⑭	
○円 + ○円 × 加算率 × 障害児数	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○円 -	(④+⑤+⑧) × ○/100 - (④+⑤+⑧) × ○/100	○円 - ○円	

加算部分2	冷暖房費加算 ⑮		※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号） 第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域	
	1級地 ○円	4級地 ○円	2級地 ○円	その他地域 ○円
	除雪費加算 ⑯	○円	※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	降灰除去費加算 ⑰	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	施設機能強化推進費加算 ⑱	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	栄養管理加算 ⑲	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	第三者評価受審加算 ⑳	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算	

## (各項目の説明：家庭的保育事業（保育認定（3号））)

①地域区分・・・事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒前回資料P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）（⇒前回資料P16参照）

③保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒前回資料P18参照）

④基本分単価・・・①～②の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP29参照）

⑤**処遇改善等加算**・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算（⇒前回資料P51参照）

⑥**資格保有者加算**<sup>(\*1)</sup>・・・家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算（⇒前回資料P88参照）

⑦**家庭的保育補助者加算**<sup>(\*1)</sup>・・・家庭的保育補助者を配置する場合に利用子ども数に応じて加算（⇒前回資料P95参照）

※ 利用子どもが3人以下の場合の加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑧**家庭的保育支援加算**・・・家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に、代替要員等に必要経費を加算

※ 家庭的保育支援者や連携施設において、家庭的保育者に対する保育内容に対する指導・相談等を行う他、家庭的保育者の休暇の際や土曜日及び保育標準時間認定の子どもが利用する場合、研修を受講する場合等に保育の実施場所を提供し、家庭的保育者に代わり保育を実施する等の支援を行う。  
 （保育標準時間認定の場合に現行の連携保育所・実施保育所経費による水準に加え、非常勤職員3時間分の経費を追加。また、研修代替要員費を追加。）

⑨**障害児保育加算**<sup>(\*1)</sup>・・・障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算（配置基準2：1）（⇒前回資料P61参照）

⑩**減価償却費加算**・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算（前回資料⇒P67参照）

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））\*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑪賃借料加算 . . . 賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて賃借料の一部を加算  
(⇒前回資料P 6 7 参照)

※ 加算額の区分 (4 区分 (a ~ d) × 2 区分 (標準・都市部)) \* 都市部: 4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑫連携施設を設定しない場合 . . . 連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ ④基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑬食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

. . . 自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整  
(⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑭常態的に土曜日に行わない場合 . . . 常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定額で調整  
(⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 土曜実施に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定額で調整

⑮冷暖房費加算 . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算  
(⇒前回資料P 7 4 参照)

※ 地域の区分 (5 区分)

1 級地から 4 級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律 (昭和 2 4 年法律第 2 0 0 号) 第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域

そ の 他 地 域: 1 級地から 4 級地以外の地域

⑯除雪費加算 . . . 豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を 3 月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 7 4 参照)

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

⑰降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を 3 月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 7 4 参照)

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

⑱施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災  
対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて必要な経費を 3 月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 7 3 参照)

⑲栄養管理加算 . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を 3 月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 4 3 参照)

⑳第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を 3 月分の単価に加算 (⇒前回資料P 6 8 参照)

(\* 1) それぞれの費用について、⑤の加算率を基に加算 (加算率は全て同率)

(\* 2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が 3 人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に  
費用を加算 (具体的な加算要件は今後整理)

## (基本分単価の内訳：家庭的保育事業（保育認定（3号））)

区 分	内 容
事務費	(1)家庭的保育者 ①本俸 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費（事務職員、調理員）
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、賠償責任保険料 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 <b>連携施設経費</b>
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・家庭的保育者

(配置基準)

0～2歳児 3：1（家庭的保育補助者を配置する場合5：2（加算で対応））

・調 理 員 1人（非常勤職員）

・事 務 職 員 1人（非常勤） \*利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助者を配置する場合は対象としない。

# 小規模保育事業 A型・B型 (保育認定(3号))



【小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分						加算部分1（続く）							
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		加算部分1（続く）		加算部分1（続く）		加算部分1（続く）			
				保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算		保育士比率向上加算		処遇改善等加算	
				基本分単価 ⑥	(注)	基本分単価 ⑥	(注)	⑦ (注)	⑦ (注)	管理者設置加算 ⑧	処遇改善等加算	⑨ (注)	(注)
○/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	+	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 (○円) + ○円 (○円) × 加算率	
			乳児	○円	○円	+	○円 × 加算率	○円 × 加算率			+	○円 + ○円 × 加算率	
	13人から 19人まで		1、2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	+	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 +	○円 × 加算率	+	○円 (○円) + ○円 (○円) × 加算率	
			乳児	○円	○円	+	○円 × 加算率	○円 × 加算率			+	○円 + ○円 × 加算率	

加算部分1（続き）						調整部分													
障害児保育加算 ⑩ (注)		処遇改善等加算 (注)		休日保育加算 ⑪		夜間保育加算 ⑫ (注)		減価償却費加算 ⑬		賃借料加算 ⑭		連携施設を設定しない場合 ⑮		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑯		常態的に土曜日に閉所する場合 ⑰		定員を恒常的に超過する場合 ⑱	
+	○円 (○円)	+	○円 (○円) × 加算率	+	○円 × 障害児数	+	○円 (○円)	+	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 :	+	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 :	-	○円	-	(⑥+⑦+⑫) × ○/100	-	(⑥+⑦+⑱) × ○/100	-	(⑥~⑱) × ○/100
+	○円	+	○円 × 加算率	+	○円 × 障害児数	+	○円	+	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 :	+	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 :	-	○円	-	(⑥+⑦+⑫) × ○/100	-	(⑥+⑦+⑱) × ○/100	-	(⑥~⑱) × ○/100
(続き) +	○円	+	○円 × 加算率	+	○円 × 障害児数	+	○円	+	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 :	+	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 :	-	○円	-	(⑥+⑦+⑫) × ○/100	-	(⑥+⑦+⑱) × ○/100	-	(⑥~⑱) × ○/100

加算部分2	冷暖房費加算	⑲	1級地 ○円 2級地 ○円 3級地 ○円	4級地 ○円 その他地域 ○円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算	⑳	○円		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算	㉑	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算	㉒	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算	㉓	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算	㉔	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

## (各項目の説明：小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））)

①地域区分・・・事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒前回資料P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・事業所の利用定員に応じて2区分設定（⇒前回資料P36参照）

6～12人	13～19人
-------	--------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）（⇒前回資料P16参照）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて2区分（1、2満児、乳児）（⇒前回資料P16参照）

⑤保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒前回資料P18参照）

⑥基本分単価<sup>(注)</sup>・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP35参照）

⑦**処遇改善等加算**<sup>(注)</sup>・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算  
（⇒前回資料P51参照）

⑧**管理者設置加算**<sup>(\*1)</sup>・・・専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算（⇒前回資料P94参照）

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑨**保育士比率向上加算**<sup>(注)(\*1)</sup>・・・常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（B型のみ）  
（⇒前回資料P88参照）

⑩**障害児保育加算**<sup>(注)(\*1)</sup>・・・障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）（⇒前回資料P61参照）

⑪**休日保育加算**<sup>(\*1)</sup>・・・休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模<sup>(※)</sup>に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算（⇒前回資料P73参照）

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑫**夜間保育加算**<sup>(注)(\*1)</sup>・・・夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算（⇒前回資料P73参照）

- ⑬減価償却費加算 . . . 自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算  
(⇒前回資料P 6 7 参照)

※ 加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部)) \* 都市部: 4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

- ⑭賃借料加算 . . . 賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて賃借料の一部を加算  
(⇒前回資料P 6 7 参照)

※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部)) \* 都市部: 4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

- ⑮連携施設を設定しない場合 . . . 連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ ⑥基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

- ⑯食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

. . . 自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整  
(⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

- ⑰常態的に土曜日に閉所する場合 . . . 常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

- ⑱定員を恒常的に超過する場合 . . . 連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup> (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

- ⑲冷暖房費加算 . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算  
(⇒前回資料P 7 4 参照)

※ 地域の区分(5区分)

1 級地から 4 級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
その 他 地 域: 1 級地から 4 級地以外の地域

- ⑳除雪費加算 . . . 豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算  
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域 (⇒前回資料P 7 4 参照)
- ㉑降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算  
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域 (⇒前回資料P 7 4 参照)
- ㉒施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災  
対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 7 3 参照)
- ㉓栄養管理加算 . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 4 3 参照)
- ㉔第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算 (⇒前回資料P 6 8 参照)

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(※1) それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算 (加算率は全て同率)

(※2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に  
費用を加算 (具体的な加算要件は今後整理)

## (基本分単価の内訳：小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））)

区 分	内 容
事務費	(1) 常勤職員給与 ① 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③ 社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2) 非常勤職員雇上費 ① 嘱託医、嘱託歯科医手当 ② 非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③ 年休代替要員費 ④ <b>研修代替要員費</b>
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 <b>連携施設経費</b>
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

### (注) 職員数の考え方

- ・ 保育従事者 ※A型：保育士100%、B型：保育士1/2

(配置基準)

乳 児	3 : 1	} <b>+1人</b>
1、2歳児	6 : 1	

- ・ 保育従事者（保育士）のうち1人は主任として費用を算定
- ・ 上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配（非常勤職員）
- ・ また、**保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配**

- ・ 調 理 員 1人（非常勤職員）

- ・ 事 務 職 員 1人（非常勤） \*管理者を配置する場合は対象としない。

# 小規模保育事業 C 型 (保育認定(3号))

# 【小規模保育事業C型（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分			加算部分1（続く）							
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	保育必要量区分 ④		処遇改善等加算		管理者設置加算	資格保有者加算	処遇改善等加算	
			保育標準時間認定 基本分単価 ⑤	保育短時間認定 基本分単価 ⑤	保育標準時間認定 ⑥	保育短時間認定 ⑥	⑦			⑧
○/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	○円	○円	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率	1人 ○円 2人 ○円 3人以上 ○円	1人 ○円 2人 ○円 3人以上 ○円 × 加算率
	11人 から 15人 まで		○円	○円	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率	1人 ○円 2人 ○円 3人以上 ○円	1人 ○円 2人 ○円 3人以上 ○円 × 加算率

加算部分1（続き）			調整部分					
+ (続き)	障害児 保育加算	処遇改善 等加算 ⑨	減価償却費加算 ⑩	賃借料加算 ⑪	連携施設を設定 しない場合 ⑫	食事の提供について 自園調理又は連携施設 等からの搬入以外の 方法による場合 ⑬	常態的に土曜日 に閉所する場合 ⑭	定員を恒常的に 超過する場合 ⑮
	○円	○円 × 加算率 × 障害児数	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○円	(⑤+⑥) × ○/100	(⑤+⑥+⑨) × ○/100	(⑤~⑭) × ○/100
+ (続き)	○円	○円 × 加算率 × 障害児数	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○円	(⑤+⑥) × ○/100	(⑤+⑥+⑨) × ○/100	

加算部分2	冷暖房費加算		⑯		※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号 及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	1級地	○円	4級地	○円	
	2級地	○円	その他地域	○円	
	3級地	○円			
	除雪費加算	⑰	○円		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算	⑱	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算	⑲	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算	⑳	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算	㉑	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

## (各項目の説明：小規模保育事業C型（保育認定（3号））)

①地域区分・・・事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒前回資料P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・事業所の利用定員に応じて2区分設定（⇒前回資料P36参照）

6～10人	11～15人
-------	--------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）（⇒前回資料P16参照）

④保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒前回資料P18参照）

⑤基本分単価・・・①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP40参照）

⑥処遇改善等加算・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算（⇒前回資料P51参照）

⑦管理者設置加算<sup>(\*1)</sup>・・・専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算（⇒前回資料P94参照）

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑧資格保有者加算<sup>(\*1)</sup>・・・家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合にその人数に応じて加算（⇒前回資料P88参照）

⑨障害児保育加算<sup>(\*1)</sup>・・・障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）（⇒前回資料P61参照）

⑩減価償却費加算・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(\*)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算（⇒前回資料P67参照）

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））\*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑪賃借料加算・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(\*)</sup>に応じて賃借料の一部を加算（⇒前回資料P67参照）

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））\*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

a地域		b地域		c地域		d地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部



⑫**連携施設を設定しない場合** ・ ・ ・ 連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ ⑤基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑬**食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合**

・ ・ ・ 自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整 (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑭**常態的に土曜日に閉所する場合** ・ ・ ・ 常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整

(⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整

⑮**定員を恒常的に超過する場合** ・ ・ ・ 連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%

以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup> (⇒前回資料P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑯**冷暖房費加算** ・ ・ ・ 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算

(⇒前回資料P 7 4 参照)

※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域

その他地域：1級地から4級地以外の地域

⑰**除雪費加算** ・ ・ ・ 豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域 (⇒前回資料P 7 4 参照)

⑱**降灰除去費加算** ・ ・ ・ 降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域 (⇒前回資料P 7 4 参照)

⑲**施設機能強化推進費加算** ・ ・ ・ 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災

対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

(⇒前回資料P 7 3 参照)

⑳**栄養管理加算** ・ ・ ・ 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

(⇒前回資料P 4 3 参照)

㉑**第三者評価受審加算** ・ ・ ・ 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算 (⇒前回資料P 6 8 参照)

(※1) それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(※2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

## (基本分単価の内訳：小規模保育事業C型（保育認定（3号））)

区 分	内 容
事務費	(1)家庭的保育者 ①本俸 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費（保育従事者、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、賠償責任保険料 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 <b>連携施設経費</b>
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

- ・ 保育従事者  
 (配置基準)  
 0～2歳児 5：2（家庭的保育補助者を配置）  
 ・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配（非常勤職員）  
 ・また、**保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配**
- ・ 調 理 員 1人（非常勤職員）
- ・ 事 務 職 員 1人（非常勤） \*管理者を配置する場合は対象としない。

# 事業所内保育事業 (保育認定(3号))

【事業所内保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分							加算部分1（続く）								
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		従業員枠の 子どもの 場合 ⑦	処遇改善等加算		管理者 設置加算 ⑨	処遇改善 等加算	保育士比率向上 加算		処遇改善等加算		
				保育標準時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育短時間認定 基本分単価 (注) ⑥		保育標準時間認定 ⑧ (注)	保育短時間認定 ⑧ (注)			(注)	(注)			
〇/100 地域	〇人 から 〇人 まで	3号	1、2歳児	〇円 ( 〇円)	〇円 ( 〇円)	⑥×〇/100	〇円 ( 〇円) ×加算率	〇円 ( 〇円) ×加算率	〇円 + 〇円 ×加算率	〇円 ×加算率	〇円 ( 〇円)	〇円 ( 〇円) ×加算率	〇円 + 〇円 ×加算率	〇円 ( 〇円) ×加算率	
			乳児	〇円	〇円		〇円 ×加算率	〇円 ×加算率			〇円	〇円 ×加算率			
	〇人 から 〇人 まで		1、2歳児	〇円 ( 〇円)	〇円 ( 〇円)		〇円 ( 〇円) ×加算率	〇円 ( 〇円) ×加算率			〇円 + 〇円 ×加算率	〇円 ( 〇円) ×加算率			〇円 ( 〇円) ×加算率
	乳児		〇円	〇円	〇円 ×加算率		〇円 ×加算率	〇円 + 〇円 ×加算率			〇円 ×加算率				

加算部分1（続き）							調整部分										
障害児保育 加算 ⑪ (注)		処遇改善等加算 (注)		休日保育加算 ⑫ 処遇改善等加算			夜間保育加算 ⑬ (注)	処遇改善 等加算	連携施設 を設定し ない場合 ⑭	食事の提供について 自園調理又は連携施設 等からの搬入以外の 方法による場合 ⑮	常態的に土曜日 に閉所する場合 ⑯	定員を恒常 的に超過す る場合 ⑰					
+	〇円 ( 〇円)	+	〇円 ( 〇円) ×加算率	×	障害児数	+	〇円 ( 〇円)	+	〇円 ×加算率	-	〇円	-	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) × 〇/100	-	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑬) × 〇/100	-	(⑥~⑰) × 〇/100
+	〇円	+	〇円 ×加算率	×	障害児数	+	〇円	+	〇円 ×加算率	-	〇円	-	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) × 〇/100	-	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑬) × 〇/100	-	(⑥~⑰) × 〇/100
+	〇円 ( 〇円)	+	〇円 ( 〇円) ×加算率	×	障害児数	+	〇円	+	〇円 ×加算率	-	〇円	-	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) × 〇/100	-	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑬) × 〇/100	-	(⑥~⑰) × 〇/100
(続き) +	〇円	+	〇円 ×加算率	×	障害児数	+	〇円	+	〇円 ×加算率	-	〇円	-	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) × 〇/100	-	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑬) × 〇/100	-	(⑥~⑰) × 〇/100

加算部分2	冷暖房費加算	1級地	〇円	4級地	〇円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地	〇円	その他地域	〇円	
		3級地	〇円			
	除雪費加算	⑲	〇円		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算	⑳	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	㉑	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	㉒	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算	㉓	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

## (各項目の説明：事業所内保育事業（保育認定（3号））)

①地域区分・・・事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒前回資料P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・事業所の利用定員に応じて8区分設定（⇒前回資料P36参照）

～5人	6～12人	13～19人	20～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61人～
-----	-------	--------	--------	--------	--------	--------	------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）（⇒前回資料P16参照）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて2区分（1、2満児、乳児）（⇒前回資料P16参照）

⑤保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒前回資料P18参照）

⑥基本分単価<sup>(注)</sup>・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP46参照）

⑦従業員枠の子ども場合・・・従業員枠の子どもの場合に費用を調整（⇒前回資料P92において検討中の事項）

⑧**処遇改善等加算**<sup>(注)</sup>・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算  
（⇒前回資料P51参照）

⑨**管理者設置加算**<sup>(\*1)</sup>・・・専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算（⇒前回資料P94参照）

※ 定員19人以下の事業所の場合、加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑩**保育士比率向上加算**<sup>(注)(\*1)</sup>・・・常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（定員19人以下の小規模保育事業B型の基準が適用される事業所のみ）（⇒前回資料P88参照）

⑪**障害児保育加算**<sup>(注)(\*1)</sup>・・・障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）（⇒前回資料P61参照）

⑫**休日保育加算**<sup>(※1)</sup>・・・休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模<sup>(※)</sup>に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算（⇒前回資料P 7 3 参照）

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	・・・(70人単位)・・・	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	---------------	------------	---------

⑬**夜間保育加算**<sup>(注)(※1)</sup>・・・夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算（⇒前回資料P 7 3 参照）

⑭**連携施設を設定しない場合**・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（⇒前回資料P 7 6 参照）

※ ⑥基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑮**食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合**

・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（⇒前回資料P 7 6 参照）

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑯**常態的に土曜日に閉所する場合**・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整（⇒前回資料P 7 6 参照）

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑰**定員を恒常的に超過する場合**・・・連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup>（⇒前回資料P 7 6 参照）

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑱**冷暖房費加算**・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算（⇒前回資料P 7 4 参照）

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
その他地域：1級地から4級地以外の地域

⑲**除雪費加算**・・・豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算（⇒前回資料P 7 4 参照）  
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

⑳降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算  
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域 (⇒前回資料P 7 4 参照)

㉑施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災  
対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 7 3 参照)

㉒栄養管理加算 . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒前回資料P 4 3 参照)

㉓第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算 (⇒前回資料P 6 8 参照)

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(※1) それぞれの費用について、⑧の加算率を基に加算 (加算率は全て同率)

(※2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に  
費用を加算 (具体的な加算要件は今後整理)

## (基本分単価の内訳：事業所内保育事業（保育認定（3号））)

区 分	内 容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費（保育従事者、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 <b>連携施設経費</b>
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

<定員20人以上の施設（認可保育所の基準が適用される事業所）>

- ・保 育 士  
（配置基準）  
乳 児 3：1  
1、2歳児 6：1
- ・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定
- ・上記の他、休けい保育士を1人加配（常勤職員）
- ・また、**保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配**
- ・調 理 員 2人（定員40人以下（20人以上）の場合は1人）
- ・事 務 職 員 1人（非常勤）

<定員19人以下の施設（小規模保育事業（A型・B型）の基準が適用される事業所）>

- ・保 育 従 事 者 ※A型の基準が適用される事業所：保育士100%、B型の基準が適用される事業所：保育士1/2  
（配置基準）  
乳 児 3：1  
1、2歳児 6：1 } **+1人**
- ・保育従事者（保育士）のうち1人は主任保育士として費用を算定
- ・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配（非常勤職員）
- ・また、**保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配**
- ・調 理 員 1人（非常勤職員）
- ・事 務 職 員 1人（非常勤） \*管理者を配置する場合は対象としない。



# 居宅訪問型保育事業 (保育認定(3号))

# 【居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）			
地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算 ⑤	資格保有者加算 ⑥	処遇改善等加算 ⑦	休日保育加算 ⑧
○/100 地域	3号	保育標準時間認定	○円	○円 × 加算率	○円	○円	○円
		保育短時間認定	○円	○円 × 加算率			

加算部分1（続き）				調整部分
夜間保育加算 ⑧	処遇改善等加算	連携施設加算 ⑨	常態的に土曜日に行わない場合 ⑩	
○円	○円 × 加算率	○円		(④+⑤+⑧) × ○/100
				(④+⑤+⑧) × ○/100

➡ (続き)

加算部分2

第三者評価受審加算 ⑪	○円 ※ 3月初日の利用子どもの単価に加算
----------------	-----------------------

## (各項目の説明：居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））)

①地域区分・・・事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定（⇒前回資料P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）（⇒前回資料P16参照）

③保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒前回資料P18参照）

④基本分単価・・・①～③の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP50参照）

⑤処遇改善等加算・・・職員の勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算  
（⇒前回資料P51参照）

⑥資格保有者加算<sup>(\*1)</sup>・・・居宅訪問型保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算  
（⇒前回資料P88参照）

⑦休日保育加算<sup>(\*1)</sup>・・・休日保育を実施する場合に、家庭的保育者が休日に勤務体制を確保するために必要な経費を加算  
（⇒前回資料P73参照）

⑧夜間保育加算<sup>(\*1)</sup>・・・夜間保育を実施する場合に、家庭的保育者が休日に勤務体制を確保するために必要な経費を加算  
（⇒前回資料P73参照）

⑨連携施設加算・・・連携施設を設定し、必要な支援を受けて保育を実施する場合に、連携施設に係る経費を加算  
（⇒前回資料P89参照）

※ 加算額の区分は、「障害・疾病のある子どもを保育する場合」、「それ以外の場合」の2区分設定

⑩常態的に土曜日に行わない場合・・・常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定率で調整（⇒前回資料P76参照）

※ 土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整

⑪第三者評価受審加算・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算（⇒前回資料P68参照）

(\*1) それぞれの費用について、⑤の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

## (基本分単価の内訳：居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））)

区 分		内 容
事務費	人件費 (注)	(1)居宅訪問型保育者 ①本俸 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ① <b>研修代替要員費</b>
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 職員研修費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 苦情解決対策費、事務経費（コーディネーター）

(注) 職員数の考え方

- ・ 居宅訪問型保育者

(配置基準)

0～2歳児 1：1

- ・ 保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配